

「暮らしの安全モデル校指定事業」事業実施報告書

モデル校指定校名：岐阜県立岐阜盲学校

1. 事業の実施期間 平成29年3月30日～平成30年3月31日

2. 学校の概要

| | |
|-------|---|
| 学校名 | 岐阜県立岐阜盲学校 |
| 学級数 | 小学部5学級、中学部6学級、高等部12学級 |
| 児童生徒数 | 全児童数：47人（平成29年4月1日現在） |
| URL | http://school.gifu-net.ed.jp/gifumou-s/ |

3. 調査研究のテーマ

(1) 調査研究のテーマ

自立と共生を目指し、主体的に行動する児童生徒の育成

～消費の在り方及び資源や環境に配慮したライフスタイルの確立を目指して～

(2) 調査研究のテーマを設定した背景

近年、消費生活と経済社会のグローバル化、高度情報化の進展等により、消費者被害も多様化・複雑化・深刻化している。また、消費者には、日常の消費生活における省資源・省エネルギー等環境に配慮した行動、さらには持続可能な消費の実践がますます求められるようになってきている。

平成24年12月、消費者教育の推進に関する法律が施行され、消費者一人一人が消費生活を自ら実践し、知識や的確な判断力を身に付け、主体的・能動的に学ぶ「消費者学習」がすべてのライフステージにおいて必要であると明示された。

視覚障がいをもつ本校の児童生徒は的確な視覚情報を得ることが難しい。しかし、将来自立した生活を営むためには小学部、中学部、高等部、それぞれの児童生徒の発達段階に応じて、必要な知識と技術を習得し、主体的に行動する実践力を身に付けさせることが必要である。また、限りある資源や環境に配慮した消費の在り方やライフスタイルの確立を目指す指導を充実する必要があると考え、本テーマを設定した。

4. 調査研究の内容等

(1) 調査研究の内容・実施日程

| 時期 | 内容 | 備考 |
|-------|---|-----------------|
| 5月上旬 | ・第1回研究推進会議を開催し、研究計画について協議・検討した。 | 参加者8名 |
| 5月29日 | ・出前講座①（中学部）の実施 県民生活センターより消費生活相談員の山田美智枝氏を講師に迎え出前授業を実施した。契約社会を生きる若者が陥りやすい事例でクイズを行い、○×の札を挙げて意思表示した。その後契約を身近なものとして捉えることができるようロールプレイングを行った。最後に新聞の訪問販売で強引に購読契約をさせられる場面をロールプレイで演じた後、被害にあった時の救済制度としてクーリングオフについて知ることができた。生徒の感想では「商品売り買いする中で、いつ契約が成立するのかがわかった。」「これから先いろいろなものを買ったりすることがあると思うので、本当に必要か、値段は手頃かなどをよく考えて楽しく安全な買い物をしたい。」 | 参加者5名 講師1名派遣 |



○×の札で意思表示する



ロールプレイングの様子

「強引な販売でやむを得ず契約してしまった場合もクーリングオフ制度があることがわかったので活用していきたい。」などが出された。

7月～12月

・缶バッジの作成

消費生活についての意識を高めるため、家庭科の授業の消費生活分野で標語作りを実施した。「おかしな電話にでんわ～」 「ネットショッピング 本当に本物か？」 「ちょいお待ち、それで本当に大丈夫？」など、身近な消費生活を標語にし、イラストをつけて缶バッジにすることで消費生活に対して関心を高めることができた。

参加者 9名



製作した缶バッジ

・フェアトレードについての学習

小学部は社会科で、中、高等部は家庭科の消費生活分野で、フェアトレードについて取り上げた。小学部では日本と世界の国々の人々のくらしや製品の輸出入について考える際に、中高等部は環境や人に優しいエシカルな生活について、フェアトレード製品を見たり触ったりし、考えを深めることができた。

参加者 13名



フェアトレード商品を見たり触って確認する様子

・問題商法についての学習

公益財団法人消費者教育支援センター発行の「消費者アクションゲーム」を使った学習は、楽しくゲームをしながら考えを深めることができた。ゲームの中で疑似体験したことが現実になったら本当に困ると感じた生徒が多く、自らの生活

参加者 2名

を振り返り、現実を見つめる機会となった。また、問題が起きた時の相談窓口やクーリングオフ制度についても、ゲームをする中で楽しく学ぶことができた。

アクションゲームに取り
組む様子



7月26日

- ・独立行政法人国民生活センター主催の「平成29年度教員を対象にした消費者講座」の受講
講義①「若年層の消費者被害と契約の基礎知識」
講義②「消費者庁作成教材『社会への扉』の内容解説」教材を活用した実践報告①公民科②家庭科
ワークショップ「教材を活用した指導案を作成しよう」
消費者教育に関する最新の情報を得たり、授業に活用できる教材を作成できた。

教員1名参加

7,8月

- ・7月、卒業生を対象として消費生活に関するアンケートを実施した。卒業生100名に送付し65名から返信があった。訪問販売で消火器を購入してしまった、賞味期限切れの商品を購入した、みかんを箱で購入して数個腐っていた、支払い時のお札の間違い、インターネットトラブルの被害等の実態があった。これらのアンケート結果を、出前授業やPTA対象の講演会で生徒や保護者に伝えた。

対象100名

11月2日

- ・出前授業②（高等部）の実施。
「自立した消費者とは、エシカルな消費者とは」をテーマに実施した。最初に卒業生のアンケート結果を知らせ、特にお札の間違いによる被害についてはどうするとよいかを問いかけ、大きさを比べるとよい、1000円札のみ使用するなどの意見が出された後、お札を使用しない方法としてICカード、クレジットカード、電子マネーの活用方法についての教示を受けた。その後、「コンビニで買ったパンに異物が混入していたらどうするか?」「ブランドの7万円の高級バッグ、そのコピー商品の1万円のバッグ、本革の1万円のバッグのどれを選ぶか?」自立した消費者となるためにどう行動するとよいか、エシカルな消費者として商品を選ぶ際に大切なことは何であるかを考えた。授業では一人一人が活発に意見を述べていた。授業を終えて「消費者が不利益になった時の対処方法がわかった。」「商品を購入して質や量が悪かった時、それを報告することで次に被害に遭う人が減りしっかりした物が購入できるということがわかった。」

参加者7名
講師1名派遣



バッグを触って確かめる様子

| | | |
|---------------|---|----------------|
| <p>12月22日</p> | <p>等の記述がみられた。</p> <p>・保護者向け講演会（校内PTフォーラム）の実施 安心安全な生活のための消費者教育— 講師：岐阜大学教育学部家政教育講座 大藪 千穂 様</p> <p>①「消費者問題」とは何か？ 消費者として購入した商品・サービス及びその取引をめぐる生ずる消費者の被害またはその不利益のことである。 【大藪先生の実体験から】 ・カラーリングの被害。白髪染めを使用した後かゆくなり、全身に発疹ができた。その後、頭の毛穴全部が腫れ、半年したら頭髪が大量に抜け始め、2年間その状態が続いた。消費者問題や消費者被害は、代金を払っても「効用」が得られなかったり、生活上の被害を受けた時に発生することがわかった。</p> <p>②「消費者問題、消費者被害」の歴史 第二次世界大戦前は、生活用品が少なく、同じ商品の購入が繰り返されてきた。消費者は日常経験から「賢い買い物」をしてきた。第二次世界大戦後は技術革新が進み、皆が同じものを購入する「大衆消費社会」が到来し、1人が害を受けると世界中の人がその害を受ける可能性が出てきた。また、消費者の常識の範囲を超える商品や販売方法の出現により、対応が追いついていない現状がある。日本は消費者問題についてはいろいろな面で遅れている。歴史は繰り返される。安心・安全を揺るがす問題が最近再び出てきた為、2009年に消費者庁が発足した。</p> <p>③消費生活相談の現状 今、全消費生活相談の約8割をネット系が占める。インターネットは家にいて操作ができるので、とても便利な手段であるが、使い方を間違えると大変なことになる。例えば、アダルトサイトワンクリック請求のトラブルでは、サイトに入るつもりがなくても知らないうちに入ってしまう、登録完了となり何十万円もの請求がきたことがあった。また、健康食品や化粧品等の購入トラブルでは、1回限りのお試しのつもりが定期購入になっていたり、何度も電話がかかってきたりして困ったという事例があった。</p> <p>④快適な消費生活のために 快適な消費生活のために、クーリングオフ制度、消費者契約法、民法、これらの救済制度があることを知ってほしい。消費者被害に遭った人の半数が相談していない現状である。岐阜県県民生活相談センターや消費者ホットラインへ電話をすると、相談にのってもらえる。</p> <p>⑤最後に 賢い消費者になるために、日常生活の中でアンテナをはり、声を出していくことが大切である。また「障がい者の消費者トラブル 見守りガイドブック」やネットワークを活用し被害を防ぎたい。岐阜県は『消費者ネットワーク岐阜』等あり、消費者教育に関して先進的な県である。私たち保護者や教員が行動することが大切である。</p> | <p>参加者 30人</p> |
|---------------|---|----------------|

⑥保護者の感想

- ・消費者として権利を主張することの大切さと、そのためにもっと様々なケースを勉強しないといけないと思った。
- ・子どもも家庭科で学習しているようだが知らないと被害に遭いやすいので、今日のことを子どもにも伝え一緒に学んでいきたい。
- ・身近な問題であるからこそ興味や関心を持つことが大切であることをすごく感じた。



〈資料〉

『ちほ先生の家計簿診察室』

大藪千穂著

『ストップザ・悪質商法』

消費者ネットワーク岐阜発行

『障がい者の消費者トラブル見守りガイドブック』

(公財)消費者教育支援センター制作

(2) 調査研究の成果と課題

【成果】

- ・外部から講師を招聘し、生徒に対して出前授業を行ったり、保護者を対象とした講演会を実施したり、教員が研修を受講することで、消費生活に関する専門的な知識を得ることができた。
- ・授業では、〇×で意思表示したり、訪問販売やネット販売における被害をロールプレイングで演じたり、アクションゲームをすることで、消費生活を実践的、体験的に学ぶことができた。また、フェアトレード製品を実際に触れることで、どんな製品が発展途上国で作られているかを知ったり、共生の大切さについて考えることができた。缶バッジの製作では、自分の消費生活をふり返り標語にすることで、生活に密着した学習ができ、関心を持って取り組んだ。
- ・卒業生を対象に実施したアンケート結果では、視覚障がい者が日常生活で陥りやすい被害の実態を知ることができ、それを在校生や保護者に伝えられたことは大変有意義であった。

【課題】

- ・視覚障がい者は、健常者に比べ消費生活が消極的になり、他に依存しがちな面がある。しかし近年はインターネット等の情報機能が発達し、消費生活に変化がみえている。パソコンの画面を拡大し音声を聞きながら自宅で家族と相談しながら注文し、その商品は自宅に届けられる為、視覚障がい者の利用も増えている。その反面、ワンクリック詐欺など新しい被害も急増している。クレジットカード、携帯電話、電子マネーなど支払い方法も多様化している。私たち消費者はアンテナを高く張り巡らし、正確な情報をキャッチし、賢く利用するとともに自立した消費者を目指すことが大切である。